

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	(株) 中竜興業							
所在地	長野県松本市寿北五丁目23番2号							
建設業許可番号	20-024974							
入札参加停止期間	令和7年11月6日から令和7年12月5日まで(1か月)							
事実概要	<p>(株) 中竜興業は、長野県発注の中信犬等管理所除却工事に係る受注希望型競争入札(令和7年9月4日公告)において落札候補者となつたが、正当な理由がなく落札決定を辞退した。</p> <p>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。</p>							
理由	長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第11号(不正又は不誠実)に該当し、建設工事の契約の相手方として不適当であると認められるため。							
備考	<p>【入札参加停止措置要領別表抜粋】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">措置要件</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">不正又は不誠実</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">当該認定をした日から1か月以上9か月以内</td> </tr> </tbody> </table>		措置要件		期間	不正又は不誠実	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
措置要件		期間						
不正又は不誠実	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から1か月以上9か月以内						